

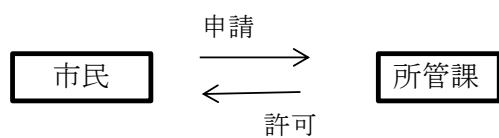
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	危険物等を積載した船舶の停泊、停留又は係留許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認定を行った場合に許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市漁港管理条例(昭和41年条例第13号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	空港港湾課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2日
標準処理期間		計 2日
判断基準	松山市漁港管理条例施行規則第3条に基づいて審査する。	
【根拠法令等】	松山市漁港管理条例	
	(危険物等についての制限) 第5条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下この条において「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をしてはならない。 2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3 危険物等の種類は、規則で定める。	
	松山市漁港管理条例施行規則	
	(危険物の種類) 第3条 条例第5条第3項に規定する危険物等の種類は、次のとおりとする。 (1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年9月運輸省告示第547号)別表に掲げるもの (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品又は添加物 (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げるもので医薬品以外のもの (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(三類感染症及び四類感染症を除く。)の病原体に汚染し、又は汚染の疑いがあるもの	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。